

第4回 社会保障カード（仮称）の在り方に関する検討会

議事次第

日時 平成19年12月7日（金）
13時30分～15時30分
場所 全国都市会館
3階「第2会議室」

1 開会

2 議題

- (1) 作業部会における意見交換結果の報告について
- (2) 基本構想の取りまとめに向けた議論の整理について

3 閉会

(配布資料)

- 資料 1 「意見交換結果概要（事務局メモ）」
- 資料 2 「国民視点の社会保障サービス等の実現に向けての電子私書箱（仮称）の創設」
- 資料 3 「社会保障カード（仮称）に関するこれまでの議論のポイント」
- 資料 4 「社会保障カード（仮称）に関するこれまでの議論の整理」

社会保障カード（仮称）の在り方に関する検討会（作業部会）における 関係団体との意見交換結果概要（事務局メモ）

※ 本表は、出席団体から出された意見の中から、事務局で主なものをまとめたものである。また、意見の中には、団体としてのコンセンサスを得たものではないものも含まれている。

	意見の内容
制度設計に対する意見 <総論的意見>	現在、色々な手帳・カードが存在しているので、1枚化すれば利便性はある。
	年金・医療・介護の3つを1枚のカードにする必要性があるのかどうか疑問。
	年金は長期保険、医療・介護は短期保険であり、性質が異なる。年金記録管理の不備を理由に、何でも一元化すれば良いというものではない。
	年金、医療、介護以外の分野にも活用できるものとしていただきたい。
	事業主にとっては、年金・医療・介護の申請、届出が簡略化できるメリットがある。
	カードが身分証明書になることには賛成。
	高齢者や子どもなどのコンピュータの扱えない者への対応を検討していただきたい。
	カードは全ての人に交付することを想定しているが、精神能力、日本語言語能力、判断能力等は様々であり、また、家族内であっても人間関係が必ずしも良好であるとは限らず、カードの紛失や盗難、悪用等を個人の自己責任とすることは適当ではない。
	個人情報保護とセキュリティの確保は重要な問題。
	民間事業者が個人情報をその目的を超えて利用した場合のペナルティを検討すべき。
	自己情報コントロール権への国の介入という問題もあるのではないか。
	事業主が求職者に病歴情報等を閲覧させることを採用条件にすることや休暇等の取得要件とすることがないよう、利用のルールを法律で明確に定めるべき。

<p><被保険者証、資格確認に関する意見></p>	<p>雇用保険被保険者証、各種医療券等も廃止し、カードに一本化することも考えられる。</p>
	<p>保険証以外にも標準負担額減額認定証などの様々な書類があり、これらのものも1枚のカードで済むように検討していただきたい。</p>
	<p>介護保険においては、資格取得・喪失情報以外にも、要介護認定等の情報が必要であり、カードの券面にこれらの情報を書かないこととした場合、被保険者がこれらの情報を知る方策が必要。</p>
	<p>国保では、保険料未納の人には短期被保険者証や資格証明書を発行しているが、発行の際に被保険者に対して保険料支払勧奨を行っており、保険料支払勧奨の機会が減らないような工夫が必要。</p>
	<p>保険証としては、現行で特段の問題を感じていない。</p>
	<p>カードの1人1枚化は絶対なのか。保険証の管理は世帯単位という気もする。</p>
	<p>カードが健康保険証の原本となるためには、全医療機関でオンラインでの資格確認が可能な環境が整わなければならない。条件が整うまでの間は、カードを健康保険証の原本とすべきではない。</p>
	<p>被保険者の資格取得・喪失等の届出は大抵、遅れ、タイムラグが生じる。</p>
	<p>資格過誤による医療機関の未収金については、1、2か月で解決できており、大きな問題ではない。</p>
	<p>組合健保等の被保険者資格を喪失したという情報が国保に送られるようになればよい。</p> <p>一つの保険者での変更情報が、他の保険者にも行くような仕組みにするべき。</p>
	<p>本人確認のために医療機関窓口でパスワードを入力させることは非現実的。カードに収録された情報を自動的に読み取る運用を可能とすべき。</p>
<p>現在、特別養護老人ホームやケアマネージャーが利用者の介護保険被保険者証を預かっていることがあるが、カードに収録される情報が少なくなれば、カードを預かるケアマネージャーの負担が減る。</p>	

<p><被保険者番号に関する意見></p>	<p>被保険者番号については、一本化する方向で検討すべき。ただし、他に方法があれば、それでも良い。</p>
	<p>単純な制度統一番号の導入は認められない。</p>
	<p>番号については、新しく制度統一的な番号を導入する場合も現行の被保険者番号を結び付ける場合も問題がある。後者の場合、健保の中では保険者が変わると被保険者番号が変わるケースもあり、1回の結び付けでは済まないのではないかと懸念されている。結び付けをし続けなければいけない気がする。</p> <p>制度統一的な番号の導入については、システムとして対応できるかどうか、技術的な検討が必要。</p>
<p><情報の閲覧に関する意見></p>	<p>社会保障の給付と負担の公正化を進める観点から、国民が自分の社会保障に関する情報をポータルサイトから一括して見られる仕組みとしていただきたい。</p> <p>海外事例も参考にして、検討していただきたい。</p>
	<p>医療機関から保険者に出される診療報酬請求内容については、保険者における審査を経て、確定する。被保険者が閲覧したレセプト内容と実際の診療内容が異なる場合もあり、問題が起こる可能性がある。また、非開示となるレセプトもあり、全てのレセプトを被保険者が自動的に閲覧できることとするのは問題がある。</p>
	<p>レセプト情報等の閲覧のニーズがどこまであるのか疑問。</p>
	<p>医療費等の確認ができるようにすることで、医療機関等の不正請求の抑止に役立てるべき。</p>
	<p>カードへの収録情報は必要最小限にすべき。</p>
<p><カードの要件に関する意見></p>	<p>カードの表面からカード所有者の個人情報が読み取れない仕組みとすべき。</p>
	<p>カード所有者自身も自らの識別情報を知らない仕組みとすべき。また、カードの識別情報は単純な番号である必要はない。</p>
	<p>カードの IC チップからカード所有者の情報が引き出せない仕組みとすべき。そのため、カードに記録された個人情報を読み取れる端末機を一定限度で制限する必要がある。</p>
	<p>住基ネットとは断絶して、独自に電子証明書発行のための認証機関を構築すべき。</p>

検討の在り方への意見	国民生活にとって重要なカードであるのに、議論の時間が短い。
	カード導入の必要性、メリット・デメリットを分かりやすく示していただきたい。
	今後の具体的な検討に当たっては、保険者の参加が不可欠。
	基本構想策定段階から、医療関係者等の参加が必要ではないか。
	ホームページでの情報提供、パブリックコメントのほかに、小規模な公聴会のようなものがあつたほうがよい。
その他	自分の年金記録や健康情報を閲覧できることは、社会保障制度を理解し直すという学習効果もあるのではないか。
	基礎年金番号に未統合の過去の年金記録問題がカードの導入で解決されるわけではない。過去の年金記録問題の解決とは切り離して説明することが重要。
	双方の合意が前提となるが、情報を提供していただければ、民間事業者としては、個人個人の状況に合ったフィットネスのメニュー作成やフィナンシャルプランの提供といったことも考えられるのではないか。
	電子私書箱とカードはどう連携していくのか。国として、情報のフォーマットを統一していただきたい。
	システムを効率的に連携させる仕組みが望ましい。

国民視点の社会保障サービス等の実現に向けての電子私書箱(仮称)の創設

医療機関や保険者等に個別管理されている情報を、希望する国民が自ら入手・活用できる仕組みを検討し、2010年頃のサービス開始を目指す。

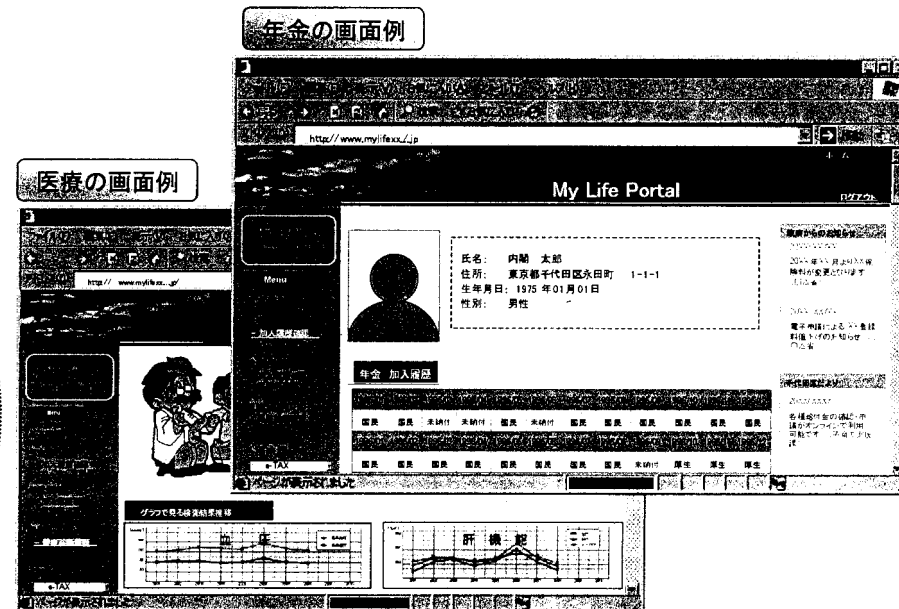
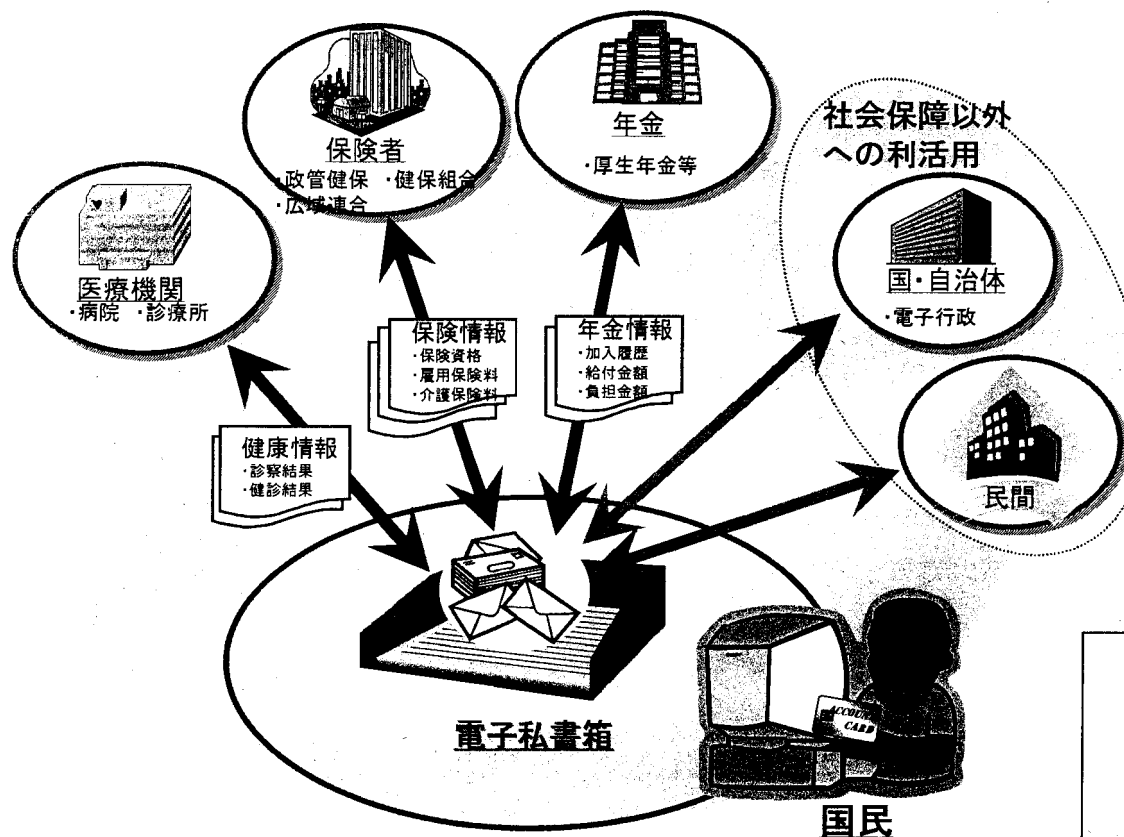
利活用のイメージ

情報の入手・閲覧

様々な情報を集約し、自分の情報を入手・閲覧

情報の活用

収集・蓄積した情報を、他のサービスに活用



- ◆ 内閣官房IT担当室に有識者からなる検討会を設置
- ◆ 10月29日に第1回検討会を開催
- ◆ 今年度末までに基本構想を取りまとめ

社会保障カード（仮称）に関するこれまでの議論のポイント

1 カード導入の狙い

- **年金手帳、健康保険証、介護保険被保険者証の役割を果たし、自分の年金記録を自宅のパソコン等からいつでも安全かつ迅速に確認することができるものとする。**
希望する方は、カードを用いて**健診情報等の健康情報を閲覧することもできるものとする。**
また、他の社会保障分野での利用や閲覧可能情報の拡大等の用途拡大に対応できるものとする。
- **このようなカードの導入により、各制度における現状の課題を解消し、利用者の利便性を向上させるとともに、保険者やサービス提供者等の事務負担を軽減させるものとする。**

	利用者の主なメリット	事務的な主なメリット
(制度をまたがるもの等)	<ul style="list-style-type: none"> ・年金・医療・介護各制度の被保険者証等に加え、その他の標準負担額減額認定証等も含め、1枚となり、管理・携帯が容易となる。健康保険証の1人1枚化も達成される。 ・現行の被保険者証等に比べ、プライバシーの保護に優れたものとなる。 ・希望者については、身分証明書として利用することが可能となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各保険者が個別に被保険者証や各種証明等を交付する必要がなくなり、事務負担が軽減される。 ・制度間での併給調整等の事務負担が軽減される。
(医療／介護)	<ul style="list-style-type: none"> ・住所異動や転職等の際にも、健康保険証等を保険者に提出したり、返したりする必要がなくなる。 ・加入手続き漏れの防止となる。 ・自分のレセプト情報や特定健診情報、介護サービスの費用に係る情報を安全にオンラインで確認できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・資格情報の自動転記により、転記ミスによる医療費の過誤調整事務がなくなる。 ・医療機関の窓口でオンラインによる即時資格確認が可能となり、未加入状態での受診や資格喪失後の受診等による保険者や医療機関等における過誤調整事務が減少する。
(年金)	<ul style="list-style-type: none"> ・自宅のパソコン等からいつでも、自分の年金記録を確認することができる。 ・オンラインでの年金の裁定請求等、年金関係手続が利用しやすくなる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ユーザID・パスワード発行等の事務負担が軽減される。 ・窓口での申請受付等の事務負担が軽減される。

2 プライバシー侵害、情報の一元的管理に対する不安を解消

- **安全性に優れたICカードを導入し、カードに収録する情報は、本人確認のために必要な最小限の情報に限定する。**
また、カードの券面に記載する情報については、氏名、発行者のみを基本としつつ、移行期や異常時の対応、紛失時の再発行等の際の対応を検討する。
- 資格確認をデータベースにアクセスして行う場合、加入者を特定するための鍵となる情報をカードに収録するとともに、各制度・各保険者で管理されている加入者の資格情報を関連付ける必要がある。

加入者を特定するために
カードに収録する情報について

選択肢

- 案1 各制度共通の統一的な番号（変更可能）を利用
- 案2 カードの識別子（カードを識別する記号等）を利用
- 案3 各制度の現在の被保険者番号を利用
案3-2 各制度内で不変的な番号を創設し、利用
- 案4 基本4情報（氏名、生年月日、性別、住所）を利用

- 資格情報の**セキュリティ対策を徹底**する。
- カードの収録情報に応じた利用制限（例：番号の告知要求制限、データベースの構築禁止等）を検討する。

3 費用対効果に優れた仕組み

- カード導入による費用と効果を踏まえ、交付方法等の複数の選択肢を比較検討しつつ、具体的な仕組みを検討する。

カードの交付
方法について

選択肢

- 案1 市町村が交付
- 案2 医療保険者が交付
- 案3 年金保険者たる国が交付

- **関連する仕組み（レセプトオンライン請求、住基カード発行、公的個人認証サービス、電子私書箱等の仕組み）を最大限に活用**する。

今後、具体的な仕組みの検討を進め、費用等を含めた選択肢を示しつつ、広く御議論いただく。

社会保障カード（仮称）に関するこれまでの議論の整理

1 基本的考え方

- 利用者の利便性を高めるため、年金・医療・介護分野での活用を検討しつつ、他の社会保障分野における将来的な用途拡大（対象制度、閲覧可能情報等の拡大）を妨げないようにする。
- 保険者やサービス提供者等の事務効率化にも資する仕組みとする。
- プライバシーの侵害や情報の一元的管理に対する不安を解消するとともに、セキュリティ対策についても具体的に示していく。
- 費用対効果に優れた仕組みとする。

2 現状と課題

（年金・医療・介護各制度にまたがる現状と課題）

- ・ 年金手帳、健康保険証、介護保険被保険者証が各保険者から別々に交付されており、複数の手帳・カードを管理する必要がある。
- ・ 年金手帳、健康保険証、介護保険被保険者証には多くの個人情報が記載されており、これを紛失した場合・盗難にあった場合に、個人情報の流出や悪用のおそれがある。
- ・ 各制度、各保険者で加入者を管理しており、制度や保険者をまたがって、個人を同定することが困難であるため、併給調整等に多くの事務負担が発生している。

（例 医療保険の傷病手当金と年金との併給調整）

- ・ 医療保険の傷病手当金について、同一の傷病により障害厚生年金を受けている場合、傷病手当金の額の調整が必要となることがある。

（例 介護保険料の特別徴収）

- ・ 介護保険の第1号被保険者（65歳以上の被保険者）の保険料を特別徴収（年金から天引き）する場合、年金保険者から得た情報と市町村の持つ情報とが一致せず、被保険者を同定する手続きが必要となることがある。

（各制度の現状と課題）

- **年金**
 - ・ 年金記録の管理について、国民の不安が高まっている。

- ・ 自分の年金記録をいつでも、安全かつ簡便に入手・閲覧できる環境が必ずしも十分に整備されているとはいえない。
 - － 現在利用されている年金記録の閲覧方法のうち、公的個人認証サービスの電子証明書を利用する方式は、ユーザID・パスワード認証方式よりもセキュリティ上、より安全なものとなっているものの、電子証明書が十分に普及していないこともあり、利用者が少ない。
- ・ 年金手帳の交付を受けてから年金の裁定請求をするまでの間、被保険者が年金手帳を使用する機会が少ないことから、年金手帳の保管場所がわからなくなるといったことが起こる。

○ 医療保険

- ・ 健康保険証は原則1人1枚となっているが、世帯で1枚という保険者も残っており、その場合、例えば、家族が同時に病気になった際に不便。
- ・ 健康保険証の他に、標準負担額減額認定証や高齢受給者証等が別途交付される場合があり、携帯・管理が不便。
- ・ 住所異動、転職等の際に、健康保険証を保険者に提出したり、返したりする必要がある。
- ・ レセプトへの資格情報の転記ミス、医療保険の未加入状態での受診や資格喪失後の受診等により、保険者・医療機関・審査支払機関に医療費請求における過誤調整事務が発生している。
- ・ 資格取得の届出漏れにより、医療保険に未加入という状態が発生しており、そのことが医療機関での未収金の発生原因のひとつとなっている。
- ・ レセプト情報を取得する手続に時間がかかる。
- ・ 被保険者番号は保険者ごとに付番され、保険者の異動等により番号が変わることから、例えば、過去に受診歴のある患者が一定期間後に再度来院した場合、医療機関に保存されている情報がその患者のものであるかどうかを同定できないことがある。

○ 介護保険

- ・ 住所異動（市町村をまたいだ住所異動）の場合に、介護保険被保険者証を保険者に返す必要がある。
- ・ 介護保険被保険者証の他に、介護保険負担限度額認定証が交付される場合があり、携帯・管理が不便。

3 社会保障カード（仮称）導入によるメリット

【想定する社会保障カード（仮称）の仕組みの概要】

（資格確認関係）

- 年金手帳・健康保険証・介護保険被保険者証の役割を果たす1人1枚のカードとする。加えて、医療保険の標準負担額減額認定証などの様々な証明書の役割を果たすものとする。
- 医療機関窓口でカードのICチップを読み取ることで、保険者の資格情報のデータベースにオンラインでアクセスし、即時資格確認を行い、資格情報のレセプトへの自動転記を可能とする仕組みを導入する。
- 引越、転職等により保険者の異動があった場合でも、保険者の資格情報のデータベースが速やかに更新される仕組みとし、カードを保険者に返す必要がないものとする。

（情報閲覧関係）

- カードを用いて、自宅のパソコン（カードリーダー付き）や社会保険事務所等から、いつでも安全かつ迅速に自分の年金記録を閲覧することができる仕組みとする。
- 希望者がカードを用いて、自分の特定健診等の健康情報を閲覧できる仕組みとする。
- オンラインにより年金記録や特定健診等の健康情報を閲覧する場合には、オンライン上で厳格な本人確認を行うことができる仕組みとする。

（その他）

- 保険証としての機能や情報の閲覧機能といった基礎的な機能に加え、希望者には、身分証明書として使用可能なものとすることや、ICチップの区切られた別の空き領域を利用して、追加的な機能を持たせることができるものとする。

仮に、これらの機能が実現した場合に、利用者にとって又は事務運営上、以下のようなメリットが生まれると考えられる。

（年金・医療・介護各制度にまたがるもの）

○ 利用者にとってのメリット

- ・ 1枚のカードで、年金・医療・介護の給付、サービスを受けることができる。

○ 事務的なメリット

- ・ 各保険者が個別に年金手帳、健康保険証、介護保険被保険者証を交付する必要がなくなり、事務負担が軽減される。
 - ・ 制度や保険者をまたがった場合でも、個人を同定することができるので、制度間の併給調整等の事務負担が軽減される。
- (例) 医療保険の傷病手当金と障害厚生年金との併給調整に係る事務負担が軽減される。

(年金)

○ 利用者にとってのメリット

- ・ 自宅のパソコン等から常時、安全かつ簡便に自分の年金記録を確認できることにより、安心できるとともに、その確認により内容に疑問が生じた場合には、別途、社会保険事務所等に照会することにより、年金記録に対する不安の解消が可能となる。
- ・ 年金手帳がカード化され、携帯性に優れたものとなるとともに、健康保険証、介護保険被保険者証と一体のものとなるため、使用頻度が多くなり、現在と比べて年金手帳の保管場所がわからなくなるといったことが起こりにくくなる。
- ・ オンラインでの年金の裁定請求等、年金関係手続が利用しやすい環境になる。

○ 事務的なメリット

- ・ ユーザID・パスワード認証方式により年金記録を提供することについて、ユーザID・パスワード発行等の事務負担が軽減される。
- ・ 年金手帳の再発行や窓口手続に係る事務負担が軽減される。

(医療保険)

○ 利用者にとってのメリット

- ・ 住所異動・転職等の際にも、健康保険証を保険者に提出したり、返したりする必要がなくなる。
- ・ 全保険者で健康保険証が1人1枚のカードとなる。健康保険証の他に標準負担額減額認定証等を別途持つ必要がなくなる。
- ・ 加入手続漏れの防止になり、医療保険の未加入や資格喪失後の受診の解消につながる。
- ・ 自分の健康情報（レセプトや特定健診結果等）の確認を安全にオンラインでできるようになる。

○ 事務的なメリット

- ・ 資格情報のレセプトへの自動転記により、レセプトへの転記ミスによる医療費の過誤調整事務がなくなる。
- ・ 医療機関の窓口でオンラインによる即時資格確認が可能となり、未加入の状

態での受診や資格喪失後の受診等による保険者・医療機関・審査支払機関における医療費の過誤調整事務が減少する。

- ・ 医療機関の窓口で資格確認が出来ることで、未加入の状態での受診や資格喪失後の受診が減少し、医療機関における未収金の発生を抑制する効果が見込まれる。
- ・ 標準負担額減額認定証等を保険者が別途発行する必要がなくなる。

(介護保険)

○ 利用者にとってのメリット

- ・ 保険者（市町村）を異動しても、介護保険被保険者証を保険者に返す必要がなくなる。介護保険負担限度額認定証を別途持つ必要がなくなる。
- ・ 自分の介護サービスの費用に係る情報をオンラインで確認できるようになる。

○ 事務的なメリット

- ・ 介護保険負担限度額認定証を別途発行する必要がなくなる。
- ・ 介護サービス事業者における介護給付費明細書への資格情報の転記ミス等による請求誤りがなくなるため、保険者及び審査支払機関の過誤調整事務が軽減される。

(その他)

○ 利用者にとってのメリット

- ・ 行政機関への申請について、窓口申請ではなく電子申請が行いやすくなる。
(例) 健康保険任意継続被保険者資格取得申請等、社会保障分野の各種届出・申請
- ・ 希望者については、身分証明書として利用することが可能となるほか、ICチップの空き領域を利用して、追加的な機能を持たせることも可能となる。
- ・ カードの券面には可能な限り情報を記載せず、ICチップに情報を収録することにより、現行の被保険者証等に比べプライバシーの保護に優れたものとなる。

○ 事務的なメリット

- ・ 行政機関における窓口の事務負担が軽減される。

「3 社会保障カード（仮称）導入によるメリット」を持つ制度とするために、更に以下の点について留意・検討する必要がある。

4 カードの要件・機能等

- 安全性に優れた IC カードを導入して、紛失時等の収録情報の漏洩、悪用を防止する。
- IC カードは、国際標準に準拠したものとし、安全性を高めるとともに、将来的な用途拡大にも対応できるものとする。

（資格確認関係）

- IC カードの活用においては、不正利用がされないよう、カードに収録された情報が正しいことやカードそのものが正当なものであること等を確保する措置を講ずる必要がある。
- カードに収録する情報については、プライバシー保護の必要性や記載情報の変更による書き換え手続を必要最小限にとどめる観点から、可能な限り、本人確認のために必要な最小限のものに限定する。
また、カードの券面に記載する情報については、氏名、発行者のみとすることを基本としつつ、移行期や異常時の対応、紛失時の再発行等の対応を検討する。
- IC チップやカードの券面に収録・記載する情報を必要最小限にとどめ、資格確認をデータベースにアクセスして行う場合、加入者を特定するための鍵となる情報をカードが持っていることが必要となる。
鍵となる情報としてカードに収録する情報について、技術的には、以下の選択肢が考えられる。

案 1 各制度共通の統一的な番号を利用

- ・番号については、希望により変更することが可能

案 2 カードの識別子を利用

- ・個人に番号を付与するのではなく、カードの識別子（カードを識別する記号等）によって、加入者を特定する。
- ・カードが変わるたびにカードの識別子も変わる。

案 3 各制度の現在の被保険者番号を利用

案 3-2 各制度内で不変的な番号を創設し、利用

- ・番号については希望により変更することが可能

案4 基本4情報（氏名、生年月日、性別、住所）を利用

なお、資格確認のデータベースにアクセスする際には、不正アクセスを防止するための措置を講ずる必要がある。

- また、年金手帳、健康保険証、介護保険被保険者証を1枚のカードにし、確実に1人に1枚交付するため、現在、各制度・各保険者で管理されている加入者の資格情報を何らかの方法で関連付ける必要がある。
技術的には、以下の選択肢が考えられる。

案1 各制度共通の統一的な番号を利用

- ・各制度での資格確認は、統一的な番号又は各制度の加入者番号を利用
- ・統一的な番号については、希望により変更することが可能

案2 カードの識別子を利用

- ・カードの識別子（カードを識別する記号等）により各制度の加入者番号を確認。
- ・カードが変わるたびにカードの識別子も変わる。

案3 関連付けた順番等により無作為に付番される番号を利用

- ・資格確認のデータベースから外へは出ず、意味を有しない番号となる。

案4 基本4情報（氏名、生年月日、性別、住所）を利用

- 停電やICチップの破損等の異常事態にどのように対応するかを検討する必要がある。
- カード発行・資格確認に必要なデータベースの管理・運営を行う主体については、国、地方自治体、保険者、その他これらから委託を受けた機関が考えられる。
- 資格情報のセキュリティ対策を徹底する。

（閲覧機能）

- カードを用いてプライバシー保護の必要性の高い情報を電子的に閲覧する際には、オンライン上での厳格な本人確認の仕組みが必要である。現在、オンラインでの行政手続においては、公的個人認証サービスの仕組みが活用されており、その活用を検討する。

5 利用制限

- カードの収録情報が本人以外の者によって目的外に利用されること等の不安を解消するため、収録情報に応じた利用制限を検討する。

(参考)

- ・ 住民票コードについては、住民基本台帳法において、第三者に対して住民票コードを告知することを求めてはならないとする「告知要求制限」、他に提供されることが予定される住民票コードの記録されたデータベースを構成してはならないとする「データベースの構築禁止」、これらに違反した場合の都道府県知事による中止勧告・命令等の利用制限措置が設けられているところ。(基礎年金番号については、「国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律」(平成19年法律第110号)において、住民票コードとほぼ同等の保護措置が規定されている。(平成22年1月施行))

6 発行・交付方法等

- 現在の年金手帳、健康保険証、介護保険被保険者証は年金・医療・介護各制度の保険者から発行されているが、制度によって保険者が、国、市町村、健康保険組合等と異なっていることから、社会保障カード(仮称)の発行にあたっては、各制度の保険者が他制度の保険者等にその発行事務を委託する等の制度上の整理が必要となる。
- カードの発行主体としてカードの運営責任を持つ「発行者」については、この整理に応じて、検討していく必要がある。
- この「発行者」とは別に、どのような機関を通じてどのような方法でカードを交付するかといった交付方法については、「厳格な本人確認を行う必要性」、「カード受け取り時・紛失時等における利用者の利便性」、「費用対効果」等を踏まえて、検討する必要がある。
 - ・ 交付方法については、カードを交付する際、どの程度厳格に本人確認を行う必要があるかにより、本人確認を行うために対面で交付する方法や、配達記録郵便等を利用して郵送で行う方法等の手段が考えられる。
 - ・ 特に公的個人認証サービスの電子証明書をカードに搭載する際には、原則、対面で本人確認を行い発行することが求められる。
- これらを踏まえ、具体的な交付方法としては、以下の方法が考えられる。

案1 市町村が交付

- ・ 国、健保組合等が市町村にカードの交付を委託し、住民基本台帳カード

- (住基カード)発行と同様の手続きにより市町村が交付する。
- ・ その場合、市町村が住基カードと社会保障カード(仮称)の2種類のカードを交付することとするかどうかについて検討が必要。

案2 医療保険者が交付

- ・ 現行の医療保険者としての保険証発行手続きを基に、医療保険者が交付する。
- ・ 加入者に、事業主経由(健康保険組合等の場合)、窓口交付や郵送等の手段で届ける。

案3 年金保険者たる国が交付

- ・ 例えば、郵送等の手段で届ける。
- ・ 被用者保険の加入者については、事業主経由で届ける方法もある。
- ・ その上で、20歳未満の被扶養者分等については、事業主や市町村に交付を委託することも考えられる。

- 公的個人認証サービスの電子証明書をカードに搭載することとした場合には、その機能搭載の仕組みを活用することとなる。
- 住基カードに社会保障カード(仮称)としての機能を搭載することについては、現在の仕組みを前提にすると、住所変更の際には再発行が必要となること等に留意することが必要。
- カード導入時に一時的にカードの発行が集中することを避けるための方法についても検討する。

7 費用、事務効率化等

(費用対効果)

- 費用及び効果については、具体的な制度の仕組みや、既存の仕組みの活用度合等により大きく異なる。
 - ・ どのようなデータベースやネットワークを構築する必要があるのかや、それらにつきどの程度既存の仕組みを利用できるかなどにより、費用は大きく異なる。
- 費用については、具体的な仕組みが固まっていない段階において詳細な試算を行うことは困難であり、今後、具体的な仕組みの検討を進め、その選択肢に応じた試算を行う。

- 効果については、利用者にとってのメリット等、必ずしも定量的に表すことが出来ないものも含め、「3 社会保障カード（仮称）導入によるメリット」で挙げた効果が期待できる。

また、社会保障カード（仮称）という基盤ができることにより、年金、医療、介護の各分野や各種行政手続きのIT化が一層進展することが見込まれ、将来的には、より広い社会保障分野で利用される可能性があることを考慮する必要がある。

（費用負担）

- カード導入による費用と効果を踏まえ、カード交付方法等の複数の選択肢を比較検討しつつ、具体的な仕組みを検討する。費用負担の在り方については、引き続き、具体的な仕組みに応じた検討を行う。

8 その他

- 希望者が身分証明書としても使用できる顔写真付カードの交付方法について検討する。
 - ・ 顔写真付カードについては、写真の本人確認を行う必要がある。
- 技術の進展等に対応し、一定のセキュリティ水準を保持するため、カードには有効期限を設ける。
- 電子私書箱（仮称）についての検討を踏まえつつ、レセプト情報、特定健診情報等のデータベースのセキュリティ対策が徹底されることを前提として、カードを活用したオンラインでの安全な個人情報の閲覧・管理の方法を検討する。
- カードの交付に一定の時間を要することを十分踏まえ、一定期間、カードと現行の健康保険証等が併存する仕組みなど、移行期の対応について検討する。
- 利用者が多岐にわたることから、ITの利用について不慣れな者にとっても、十分な周知期間を設けるとともに、利用方法を丁寧に説明するなど、理解しやすく、利用しやすいものとする。

9 おわりに

- 社会保障カード（仮称）は、将来的には、より広い用途で利用される可能性を有している。
 - ・ 例えば、雇用保険や労災保険における利用が考えられ、また、情報を電子的に閲覧する際に厳格な本人確認を行うことができる基盤が、社会保障カード（仮称）や電子私書箱（仮称）の導入により整備され、閲覧できる情報の範囲が拡大していくことが期待される。
- 社会保障カード（仮称）の有効性について評価し、改善につなげていくための評価手法を検討し、PDCAサイクルの下、不断の見直し、改善が行われる仕組みを構築する。
- 今後、具体的な仕組みの検討を進め、費用等を含めた選択肢を示しつつ、広く御議論いただく。